

十九 八	七 六	五 四	三 二	一	○ 發成省 令第 三十 年十 二月 一 月十 一日 一月 十一 日
償發發 還行行 期価 限格日	振額最 低額面 單位金 額	發行方 法	用振の法 等替條 項及法 の適	發行號 稱及び 根拠そ そ	國庫短 期財務 證券大 臣（第 八百三 回）
当た平額平す額の振 ただ成面成るの記替 るし三金三。整載法 と、十額十 き償一百年 は還年円十 、期十に二 そが二つ月 の銀月き二 翌行二百十 當休十円日 業業日十 日日 にに	五億額引日振の以律社 万八面受本替適下へ平 円千金け銀機用「振成 万額行関を受 円でには日本 一兆五 千九百 四十 五	法律社 債第年別 、株一法 會計項 律第二 式等之 十三年 法律第 七十五 号。	特 別 年 一 項 律 二 十 三 年 法 律 七 十五 号。	名 稱及 び記 記	國庫短 期財務 證券大 臣（第 八百三 回）

十
三

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償
成 本 面 還
三 銀 金 金
十 行 額 を
年 百 支
十 円 払
二 に う
月 つ 。
二 き
十 百
日 円